

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産パプリカ)

標記については、「食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成21年 3 月30日付け事務連絡)の別添 1 の 2 の別表 9 によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府においてパプリカ(ジャンボピーマン)に係る登録業者の削除が行われたことから、別表 9 を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。